

平成18年決算審査特別委員会会議録（第3日目）

平成18年11月30日（木曜日）

午前10時00分開議

午前11時44分閉議

本日の会議事件

開議宣告

会議録署名委員の指名

各会計決算の内容審査

認定第 3号 平成17年度士別市一般会計歳入歳出決算認定について

認定第 4号 平成17年度士別市診療施設特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 5号 平成17年度士別市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 6号 平成17年度士別市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 7号 平成17年度士別市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 8号 平成17年度士別市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 9号 平成17年度士別市地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第10号 平成17年度士別市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第11号 平成17年度士別市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第12号 平成17年度士別市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第13号 平成17年度士別市工業用水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

閉議宣告

出席委員（22名）

委員 山居忠彰君

委員 伊藤隆雄君

委員 丹正臣君

委員 小池浩美君

委員 平野洋一君

委員 遠山昭二君

委員 谷口隆徳君

委員 田宮正秋君

委員 池田亨君

委員 菅原清一郎君

委員長 神田壽昭君

委員 北口雄幸君

委員 井上久嗣君

副委員長 粥川章君

委員 柿崎由美子君

委員 足利光治君

委員 岡崎治夫君

委員 山田道行君

委員 斉藤昇君

委員 牧野勇司君

委員 中村稔君

委員 岡田久俊君

事務局出席者

議会事務局長 辻本幸慈君

議会事務局
総務課主幹 近藤康弘君

議会事務局
総務課主事 岩端聖子君

議会事務局
総務課長 藤田功君

議会事務局
総務課主査 浅利知充君

(午前10時00分開議)

委員長(神田壽昭君) ただいまの出席委員は全員であります。これより本日の委員会を開きます。

委員長(神田壽昭君) 本日の会議録署名委員は、第1日目に指名のとおりであります。

委員長(神田壽昭君) それでは、29日に引き続き決算審査を行います。

これより平成17年度9月から3月までの7カ月間にかかわる各会計の内容審査に入ります。

この際、内容審査の方法についてお諮りいたします。一般会計については歳入歳出を款ごとに、特別会計については各会計ごとに、歳入歳出一括して審査する方法にしたいと思えます。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長(神田壽昭君) 御異議なしと認めます。よってそのように決定いたしました。

それでは、認定第3号 平成17年度士別市一般会計歳入歳出決算認定について御審議願います。

初めに、歳入から審査をいたします。

第1款市税について御質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長(神田壽昭君) 御質疑がないようですので、次に移ります。

第2款地方譲与税について御質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長(神田壽昭君) 御質疑がないようですので、次に移ります。

第3款利子割交付金について御質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長(神田壽昭君) 御質疑がないようですので、次に移ります。

第4款配当割交付金について御質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長(神田壽昭君) 御質疑がないようですので、次に移ります。

第5款株式等譲渡所得割交付金について御質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長(神田壽昭君) 御質疑がないようですので、次に移ります。

第6款地方消費税交付金について御質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長(神田壽昭君) 御質疑がないようですので、次に移ります。

第7款ゴルフ場利用税交付金について御質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長(神田壽昭君) 御質疑がないようですので、次に移ります。

第8款自動車取得税交付金について御質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長(神田壽昭君) 御質疑がないようですので、次に移ります。

第9款地方特例交付金について御質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長(神田壽昭君) 御質疑がないようですので、次に移ります。

第10款地方交付税について御質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長(神田壽昭君) 御質疑がないようですので、次に移ります。

第11款交通安全対策特別交付金について御質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長(神田壽昭君) 御質疑がないようですので、次に移ります。

第12款分担金及び負担金について御質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長(神田壽昭君) 御質疑がないようですので、次に移ります。

第13款使用料及び手数料について御質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長(神田壽昭君) 御質疑がないようですので、次に移ります。

第14款国庫支出金について御質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長(神田壽昭君) 御質疑がないようですので、次に移ります。

第15款道支出金について御質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長(神田壽昭君) 御質疑がないようですので、次に移ります。

第16款財産収入について御質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長(神田壽昭君) 御質疑がないようですので、次に移ります。

第17款寄附金について御質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長(神田壽昭君) 御質疑がないようですので、次に移ります。

第18款繰入金について御質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長(神田壽昭君) 御質疑がないようですので、次に移ります。

第19款諸収入について御質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長(神田壽昭君) 御質疑がないようですので、次に移ります。

第20款市債について御質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長(神田壽昭君) 御質疑がないようですので、以上で歳入の審査を終わります。

次に、歳出の審査に入ります。

第1款議会費について御質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長(神田壽昭君) 御質疑がないようですので、次に移ります。

第2款総務費について御質疑ございませんか。

小池委員。

委員(小池浩美君) 庁舎の上から下がっている垂れ幕のことについてお聞きしたいと思います。

まず、あの垂れ幕の種類ですね、単発的に、例えば合併が成り立ったときに下げられたようなああいう特別なものを除いて、経常的に使われている垂れ幕、それは一体どんな種類のものがある、何本ぐらいあるのかということと、それらはどこでどのように管理しているのかということと、そして今月はこれを下ろそうとか、そういうようなことの判断して決めるのはどこなのか、まずその点をお聞きしたいと思います。

委員長(神田壽昭君) 小ヶ島総務課主幹。

総務課主幹(小ヶ島清一君) お答えをいたします。

懸垂幕の種類でございますけれども、まず恒常的に掲示しております懸垂幕といたしましては「非核都市宣言の町」これが1つございます。それから期間限定で、毎年掲示しておりますものには「山火事注意」、それから「納税の強調月間」、それから「北方領土返還」、この3種類がございます。

この懸垂幕の管理、保管の関係ですけれども、これは看板業者に制作を発注いたしまして、その懸垂幕の取り付け、それから撤去までを業者さんをお願いしている状況でございます。

あと、管理の件ですけれども、これは総務課の方で行っておりまして、原課の方から総務課の方に懸垂幕を掲示したいという申し出があった場合に、掲示箇所の空きスペース、現在掲示する箇所が4カ所ございますけれども、この空きの関係、更には内容を確認して、総務課の方で許可をしているということでございます。

以上です。

委員長(神田壽昭君) 小池委員。

委員(小池浩美君) では、今は4本あるということですね。そして日常的にそれを保管しているのは看板屋さんということですね、違うの、いいのですね。違いましたか。

委員長(神田壽昭君) 小ヶ島主幹。

総務課主幹（小ヶ島清一君） 定期的に掲示している懸垂幕3本ございます。山火事注意、納税、それから北方領土返還、この3本ございますけれども、毎年標語が変わったり、そういった関係がございまして、毎年更新しているということでございます。

委員長（神田壽昭君） 小池委員。

委員（小池浩美君） 更新する利便性も考えて、いつも看板屋さんの倉庫かどこかに入れておくということですね。

委員長（神田壽昭君） 石川総務課長。

総務課長（石川 誠君） お答えいたします。

1回看板をつくりますと、期間限定で強調月間等がございますときには、そのときにおかけをするということでございますので、その期間が外れて、また翌年度、その同じ看板を使用するという場合におきましては、業者の方に保管をお願い申し上げているという状況でございます。

以上でございます。

委員長（神田壽昭君） 小池委員。

委員（小池浩美君） はっきり言って、1回つくったら看板屋さんに「お願いね」ですね、そうしたら。別に市の方でそれを特にどっかの、市の方の倉庫にしまつてとかそういうことではないのですね。

何を取りつけるか、7月になったからこれを取りつけようとかというふうに判断するのは総務課ですね、そういうふうに考えてよろしいですね。

それで、まずそれらの垂れ幕は、普通1本お幾らくらいするかということですね。それをまず、先に聞いておきます。

委員長（神田壽昭君） 石川課長。

総務課長（石川 誠君） お答えいたします。

垂れ幕の仕様と申しますか、2色刷り、3色刷りというようなこともございますので、一概には申し上げられませんが、一般的には私どもの方の中では2万～3万円ぐらい、1基つくるのにですね、そのぐらいの費用を要しているところでございます。

以上でございます。

委員長（神田壽昭君） 小池委員。

委員（小池浩美君） それで、「非核平和都市宣言の町」の垂れ幕は、常時、恒常的に垂れ下げておくというふうにおっしゃいましたけれども、昨年8月6日には、それは下げられていなかったのですが、それは何か理由があったのでしょうか。

委員長（神田壽昭君） 石川課長。

総務課長（石川 誠君） お答えいたします。

この「非核平和都市宣言の町」の懸垂幕につきましては、8月に作製をし、掲示をしたという経過がございます。これは、17年の9月に合併をいたしまして、その後、非核平和に関する

事業等の展開もございましたので、その時点で新たにその幕を作製したということで、若干非核平和都市宣言、継続的に掲示をしているわけでございますけれども、いつの間その幕がなかったというような状況でございます。

以上でございます。

委員長（神田壽昭君） 小池委員。

委員（小池浩美君） 合併をしたのは去年ではないですよ。今年、去年。去年の9月ですよ。私、さっき言ったの間違ったかな、今年の8月は非核の幕がなかったですよ、8月6日はなかったですよ。

委員長（神田壽昭君） 石川課長。

総務課長（石川 誠君） この非核平和都市宣言の懸垂幕を作製し、掲示したのは8月3日でございます。

以上でございます。

委員長（神田壽昭君） 小池委員。

委員（小池浩美君） それはちょっと変だと思います。8月4日の金曜日にかかっていなかったもので、市民は総務の方へお電話して、なぜかかかっていないのかと聞いております。そうすると、今、新しくつくっているから、ちょっとまだできていませんというような御答弁があったということで、早くつけてちょうだいと言ったというのですけれども、そこら辺の真偽のほどいかがですか。

委員長（神田壽昭君） 石川課長。

総務課長（石川 誠君） 8月3日というのがちょっと、私ども発注をいたしまして、掲示をしたというのが8月3日という押さえでございますが、ちょっとはっきりしないかもしれません。ただ、申しわけございません。いずれにいたしましても、8月の頭には懸垂幕を掲示したということでは、間違いはなかるうかというふうに思っております。

委員長（神田壽昭君） 小池委員。

委員（小池浩美君） だから、4日にはかかっていなかったのですよ。でも、そのとき既に幕はできていたのですね、あなたのお話ではできているはずですよ。それで市民が、8月6日が来るから、早くつけてくださいと言ったのですよ。それでついたのが8月7日の月曜日、なぜならば、5日は土曜日、6日は日曜日なので、多分役所の方は休みだから、わかっていたのだけれどもつけなかった。月曜日に出勤して、そしてつけたと。そういうふうに考えられるのですけれども、3日にあくまでもつけたと言います、どうですか。

委員長（神田壽昭君） 石川課長。

総務課長（石川 誠君） 申しわけございません。今、ちょっと確認をさせていただきたいと思えます。

委員長（神田壽昭君） 石川課長。

総務課長（石川 誠君） 今、掲示の日にちの関係でございますが、確認をさせていただきますし

たが、私どもの方で作製を依頼をして、完成したのが8月3日ということのようでございます。大変申しわけございませんでした。おわびをして訂正をさせていただきたいと思えます。

委員長（神田壽昭君） 小池委員。

委員（小池浩美君） それで、結局6日の日はかかっていなかったのですよ。4日の日はもう市の職員の方は、市民からのお電話で、これはつけなければいけないとわかったはずですよ。じゃなぜ4日の日、すぐにつけてくれなかったのか、そこが私は問題だと思うのですよ。結局、非核平和の、その宣言というのは、どういう重たい意味があるかということを知っていないのではないかと、職員はね。私は思いますし、その市民の方もそう言っていました。8月6日、8月9日に非核平和都市のあの垂れ幕は、どうしてもやっぱりつけて欲しかったと。だけれども、気がついてつけようと思えばつけれる事態になっていたのにもかかわらず、土日で休みだから、月曜日に回してしまったというその神経が分からないと、そういうふうに市民はおっしゃっているわけですよ。私はやっぱり、これは問題意識の部分で、やはりもう一度職員の方にしっかりと考えてもらいたいと思えます。

土別市は、いろいろな宣言がなされております。スポーツ・健康の町の宣言、そういうのもありますわね。宣言は単なる町のキャッチフレーズではないわけですよ。合宿の里とか、サフォークの町とかというのなら、一種のキャッチフレーズでしょうけれども、宣言は1つの理想でしょう。ですからそれはもう理想だから、達成できないかもしれないけれども、理想に向かって、実現のために市民みんなが努力しましょうというのが、私は宣言だと思うのですけれども、やはりもうちょっと私は、いろいろな場面で、職員の方々、こういったことを重く受けとめて仕事をしていただきたい、そういうふうに思うのですけれどもいかがでしょうか。

委員長（神田壽昭君） 相山助役。

助役（相山愼二君） 今の、非核平和都市宣言にかかわって、本市は古くからそういう悲惨な戦争ですとか、そういう経験を踏まえて、早くに非核都市宣言をした都市でもございます。そういった意味からいたしますと、そういう平和にかかる、今日までも啓発・普及事業等についても、他市と比較はしたことありませんけれども、積極的にある程度取り組んできたというつもりでございます。

今、小池委員から御指摘のありましたように、たまたま3日にでき上がって、土日という形で重なったというようなこともあって、この辺の手違いがあったということについてはおわびしなければならぬと思っておりますけれども、今、言われた御意見等々十分にこれからも肝に銘じて、これからの事業の推進に、そして啓発に努めてまいりたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思えます。

委員長（神田壽昭君） そのほか、総務費について御質疑ございませんか。

井上委員。

委員（井上久嗣君） それでは、私の方から総務費の中の企業誘致対策費につきまして、質問をさせていただきます。

現在、土別市の経済の中で、なくてはならない存在といたしまして、誘致されましたトヨタを初めとする企業がございます。今後も企業誘致活動は重要なテーマと考えますが、決算書を見せていただきますと103万何がしという、私から考えるとちょっと少ないかなと思われる予算がついておりますが、その中で40%近い不用額が発生しております。まずこの決算の主な内容と成果のほどをお聞きしたいと思います。

委員長（神田壽昭君） 林企画課長。

企画課長（林 浩二君） お答えいたします。

ただいま井上委員の方から御質問のありました執行残についてでございます。この執行残の主なものにつきましては、旅費と需用費でございます。

この中で旅費につきましては約19万2,000円の執行残でございます。この旅費につきましては、理事者並びに担当の者が、今お話にございましたトヨタ自動車、ダイハツ、ヤマハ、ブリヂストン等の打ち合わせに使った旅費でございます。それぞれ企業を訪問する中で、試験場の拡充なり、地域振興に対する要請等を行ったところでございます。17年度につきましては、ある意味で企業側からの来市の回数が多かったということで、幾分ここで執行残が出ております。更には市長が全国市長会等に上京した折に、東京都内の企業に訪問しているということでございます。その部分で、19万程度の執行残が生じたものと思われま。

続いて需用費でございます。これが16万5,000円程度、執行残が出ております。この主なものとしたしましては、食糧費ということで、企業がお見えの際には理事者等が情報交換を兼ねまして懇談の場をそれぞれ設けているところでございます。これにつきましても、それぞれの試験場を持っております企業に対しまして、試験場の拡充、さらには地域振興に対するそれぞれお願いをしたところでございます。その執行残の発生の要因といたしましては、例年よりもその回数が、懇談の場の回数が幾らか少なかったことと、ある意味で企業側がその場を設けてくれたということもあるかと思っております。

続きまして、その企業誘致に絡んでの成果というお尋ねでございます。17年度に限らず、これまで各企業に対して継続的に試験場の拡充、更には地域振興等お願いしてきたところでございます。特にトヨタ自動車土別試験場につきましては、17年から18年にかけてまして、ブレーキ性能試験場の増設ということで、この9月竣工されたところでございます。

次に、ブリヂストンにおきましても、試験場内に新たな試験路を増設中でございまして、18年、19年、2カ年で工事が進んでいるところでございます。

こうした試験項目の増加に伴いまして、当然本社からの試験隊の増加が見込まれます。ひいては交流人口の拡大、それが地域振興につながるということで、私どもはとらえているところでございます。

もう一つ、地場の企業といたしましては、日本舗道さんが風連、更には名寄の同じ舗装業者と協業化を図りまして、下土別に名士グリーンアスコンという事業所を新たに設立いたしました。それについても我々の方でお手伝いをさせていただいたということでございます。

以上でございます。

委員長（神田壽昭君） 井上委員。

委員（井上久嗣君） 使い切れればいいという問題ではないのですけれども、非常に今お話を聞きますと、どちらかと言えば、今、現在ある土別の、誘致された企業を中心にした部分での執行ということが多いかなと思います。この企業誘致対策費という自体がどういう範囲の中で設定されているかという部分も、私も詳しく勉強しておりませんが、今後とも企業誘致活動というのは非常に必要なものだと思うわけですが、ついた予算を有効に利用して、今後とも予算執行をしながら、企業誘致拡大をしていくべきと思いますが、その点についてもう一度お尋ねいたします。

委員長（神田壽昭君） 鈴木企画振興室長。

企画振興室長（鈴木久典君） お答え申し上げます。

今、課長の方から土別に立地しているトヨタを初めとする企業との関係についてのお話がありましたけれども、新たな企業の誘致という課題については、極めて今、難しい状況の中で推移をしております、なかなか新しい情報というのが入ってこないという局面にあるというふうに思っております。

また、土別には日本を代表するこうした企業が立地しておりますので、こうしたことを1つの財産として、今後企業との交流を通じながら、新たな情報の収集、こういったものに当たってまいりたい。そして最大限の努力をしていきたいというふうには考えております。

以上です。

委員長（神田壽昭君） 井上委員。

委員（井上久嗣君） 私も新規の企業誘致というのは、難しいというのは重々承知しておりますけれども、今の、既存の誘致企業のつながりというものは最大限、もちろん重要なものと思っておりますし、そのつながりを広げながら、なおかつ新しいつながりを広げていくのも重要なことと思います。この点は、私も今後注視して見守っていきたいと思います。この過疎の土別市では重要な政策と思いますので、ぜひ一般企業でいえば、本当に先行的な投資にかかわる部分だと思っておりますので、積極的に市内経済界等々と連携をとりながら、取り組みを進めていただきたいと思っております。

以上です。

委員長（神田壽昭君） そのほか、総務費について御質疑ございませんか。

菅原委員。

委員（菅原清一郎君） 2款1項1目の、総務費の中の一般管理費の中で、合併時における電算システムの導入費のための委託費や総合行政システムの購入費全体で1億9,710万8,000円の一般財源が使われておるのでありますが、合併によつての経費でありますから、交付税の対象とはならなかったのかお聞きしたいと思います。

委員長（神田壽昭君） 石川課長。

総務課長（石川 誠君） お答えいたします。

この電算システムの統合事業費につきましては、合併にかかわっての執行経費でございますので、特別交付税におきまして2分の1が措置されるものでございます。電算設備以外の経費も含めまして、合併以降の経費で2億2,486万2,000円を要しておりまして、このうち1億1,249万円が特別交付税で措置されたものでございます。

以上でございます。

委員長（神田壽昭君） 菅原委員。

委員（菅原清一郎君） 2分の1特別交付税で交付されているということではありますが、そのシステムの購入費については、一時的に備荒資金組合からの借り入れとなっているようですが、その内容と償還内容についての説明をお願いしたいと思います。

委員長（神田壽昭君） 石川課長。

総務課長（石川 誠君） お答えいたします。

総合行政システムにつきましては、旧土別市、旧朝日町がそれぞれ導入いたしまして、その経費を合わせまして1億8,057万1,000円となっております。財源確保が大変難しいことから、備荒資金組合の防災資機材譲渡貸付を活用いたしまして、一たん納入業者と備荒資金組合との間で売買契約を交わした後に、備荒資金組合から市が譲渡を受けて、5年間で償還していく方法をとったところでございます。

更に、償還内容についてでございますが、当初につきましては導入時期の関係から旧朝日町におきましては、16年度から20年度まで、旧土別市におきましては17年度から21年度までの5年間で償還となっておりますが、17年度に合併にかかわる電算統合経費について、合併移行経費として特別交付税の措置されることから、18年の3月に1億7,485万9,000円の繰り上げ償還を行ったところでございます。

以上でございます。

委員長（神田壽昭君） 菅原委員。

委員（菅原清一郎君） それでは、この借入金もそうなのでありますが、償還金の関係でちょっとお伺いしたいのですが、旧朝日町でのこの電算システム、あるいはまた本市での、合併以前の経費についても合算して、一括されて現在は、その償還金と一緒に取り扱われているのかどうかと、それからあわせて、この電子機器の、それぞれのハードの方なんですが、市内の業者と契約なされているのか、あるいはまた定期的に、更新時期を迎えた時点では、それぞれどういう形で更新されているかをお伺いしたいと思います。

委員長（神田壽昭君） 清水総務課主幹。

総務課主幹（清水 修君） まず最初に、ハードの購入業者でありますけれども、市町村合併に伴いまして、ハードの購入したものが内線電話システムというものでありまして、朝日町と内線電話を結ぶというシステムを購入したものであります。それにつきましては、富士通がハードの業者ということになっております。

戸籍発行システムが次なんですけれども、これは3出張所及び朝日総合支所、本庁をそれぞれ戸籍のもので結ぶというシステムでありまして、そのハードにつきましてはハリコー株式会社になっております。

あと、総合行政システムにつきましては、それぞれ住民税ですとか、あと住基ですとかというシステムでありまして、そのハードの業者は富士通になっております。

あと、その選択でありますけれども、システムの稼働というのが重要でありますので、そのシステムが安全に稼働できるハードというものを選択しておりまして、そのシステムを更新しない限り同業者と更新していくことを考えております。

以上です。

委員長（神田壽昭君） 三好財政課長。

財政課長（三好信之君） それと、償還の関係ですけれども、システムの整備は合併前から進めておりまして、旧土別、旧朝日町それぞれ合併前に債務負担行為の議決をいただいていたはずなんですけれども、それでその債務負担行為に基づいて、当初は備荒資金組合に5年で償還するというふうに、お互いにしていたところなんですけど、5年間の償還にすると、合併市の特別交付税措置が1年目分しか受けられないということが道との協議でわかりましたので、それで旧朝日の分も全部合わせて、抱き合わせて一括して繰り上げ償還すれば、特別交付税がすべて2分の1見られるということで、朝日分も含めて、全部一括繰り上げ償還をしたというような状況でございます。

委員長（神田壽昭君） 他に御質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（神田壽昭君） 御質疑がないようですので、次に移ります。

第3款民生費について御質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（神田壽昭君） 御質疑がないようですので、次に移ります。

第4款衛生費について御質疑ございませんか。

菅原委員。

委員（菅原清一郎君） 4款の保健衛生費の関係なんですけど、朝日地区ではこの衛生費の合併以前は、その検診内容によって若干違うのでありますが、基本的には無料で検診があったわけですが、合併によって有料になったわけがあります。それによって、従来からの受診者の数が、合併によってどれくらい少なくなったか、その数字を簡単でいいですからお知らせください。

委員長（神田壽昭君） 川村保健福祉課長。

保健福祉課長（川村慶輔君） お答えいたします。

がん検診の種類別ごとにお答えしたいと思います。

胃がん検診につきましては、平成17年364名に対して310名ということで、54名の減になって

おります。ただ、受診率から申し上げますと、17年度47.3%から43.1%に下がっているという状況です。大腸がんにつきましては、受診者280名に対して240名、40名の減と。受診率で申し上げますと、36.4%から33.3%に下がっているというような状況になっております。肺がん検診については、611名から245名に、減になっております。ただこれの要因といたしましては、17年度までについては、結核と肺がん併用検診をいたしておりましたので、こういった大きな減になっているという状況になっております。子宮がん検診につきましては、185名から65名に下がっていると。これにつきましては子宮がん、乳がんもそうなんですけれども、隔年の受診というような流れに変わっておりますことから、こういった状況になっているということでございます。乳がん検診について申し上げますと、199名の受診者数から70名に下がっているというような状況になっております。

以上です。

委員長（神田壽昭君） 他に御質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（神田壽昭君） 御質疑がないようですので、次に移ります。

第5款労働費について御質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（神田壽昭君） 御質疑がないようですので、次に移ります。

第6款農林水産業費について御質疑ございませんか。

菅原委員。

委員（菅原清一郎君） 水産振興費ということで、旧朝日町時代の関係なんでありますが、本市ではこの事業は過去にあったのかどうかということと、朝日地区ではこの水産振興費によってヤマベの放流事業を随分長い間やっているのですが、その追跡調査の結果と、今後もこういう形で継続されるのか、あわせて先ほど申し上げたように、土別ではこういう事業が今日まで、過去にあったかどうかだけ御確認したいと思います。

委員長（神田壽昭君） 佐々木経済部長。

経済部長（佐々木幸二君） 旧土別市においてはございません。

以上でございます。

委員長（神田壽昭君） 壺井経済建設課主幹。

経済建設課主幹（壺井 務君） お答えいたします。

今、御質問のありましたヤマベの放流事業につきましてですが、岩尾内ダムが建設されてからヤマベの種の保存、それと遊漁を目的として放流を開始しております。放流を始めましたのは46年からということになりまして、現在までの間に、17年度までの間に251万5,000匹の数を放流しております。

ヤマベを放流しての追跡調査でございますが、旧朝日町としては実施してはおりません。ただ、開発建設部においては、定期的に生息調査を実施してありまして、本年も実施していると

ころでございます。

今後の方向としてですが、当面継続していきなという予定ではありますが、年々遊漁者の数は減少しており、大体昨年は80名程度ということでございます。このことも考えて、また今回開発建設部で実施された生息調査、これの結果も参考としながら、今後検討してまいりたいというふうに考えております。

委員長（神田壽昭君） 菅原委員。

委員（菅原清一郎君） 漁業権というか、釣りのお客さんが来て、ヤマベを楽しんでいる、そのためにやられている事業であります。随分、本当に長い間やられていますが、問題がいろいろあるわけでありまして、例えば放流した時期がある程度ヤマベの性質上、放流した箇所に1週間程度その場所において、それから河川に入っていくという習性を持っているようでありまして、放流したその時期の問題が、いろいろ取りざたされて今日まで来ているかなと思うのです。というのは、やはり放流した日にちがどこからか漏れて、市外というか、ほとんど札幌周辺の人というふうに聞いているのですが、大体その1週間ぐらいの間にほとんどその小さい、稚魚が釣られているように、今まであるわけでありまして、その手立てが今日までされていないということが、毎年のように放流している1つの原因なんだろうと思いますので、何らかの手立てをして、やはりある程度禁漁時期をある程度セットしないと、やっぱり釣り愛好者に、川として親しまれないのではないかなと思いますので、ただ単に放流ということで、名称を、事業をしているのじゃなくて、その辺の対策をやはりした中での放流事業にしていかなければいけないかなと。朝日町時代からの問題でありますので、新市になっても、また取り組みが同じだということであれば残念ですが、少しその辺の検討もする必要があるかと思うのですが、見解だけお聞かせください。

委員長（神田壽昭君） 大内朝日総合支所次長。

朝日総合支所次長（大内孝司君） お答えをいたします。

今おっしゃられたとおり、放流後の関係につきましては、私どももいろいろとお聞きもしておりますし、見かけてもいるという状況でございます。先ほど壺井主幹の方から申し上げましたとおり、そういったことも含めて、今後のあるべき姿を検討してまいりたいというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

委員長（神田壽昭君） 他に御質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（神田壽昭君） 御質疑がないようですので、次に移ります。

第7款商工費について御質疑ございませんか。

菅原委員。

委員（菅原清一郎君） 商工費、7款ですね。私の方から質問多くなること、ちょっとお許しいただきたいのは、やはり合併して最初の決算委員会ということで、疑問点が多かったのでお許しいただきたいと思っております。

7 款の工場周辺整備事業ということで、これも朝日町の事業で、本市の方にはなかった事業であります。この事業で、これもいろいろな問題が発覚しまして、この事業所での事業内容は、2分の1の補助事業であります。合併協議の中でもお話されておりますが、何年度まで実際にやられるのか。

それと補助要綱が、当時非常に不整備であったために、いろいろな事業に解釈の仕方ですべてございまして、非常に混乱を来している。その補助要綱の関係の整備をされたかどうかをお聞きしたいと思います。

それと、今年度でやられた、17年度でやられた事業内容をお聞かせください。

委員長（神田壽昭君） 大内次長。

朝日総合支所次長（大内孝司君） お答えいたします。

ただいまの工場周辺環境整備事業の関係で御質問がございましたけれども、まず17年度に行われました事業内容について御説明をさせていただきます。

2事業所でこの事業は行われてございますが、1事業につきましては工場敷地内の防塵処理ということで簡易舗装、面積にいたしまして141.8平方メートルを施工してございます。もう一件は、道道に面している工場なんです。工場と道道境界における木屑等の飛散防止ということで、鋼製のフェンス、防止さくが設置されてございます。これは高さが2メートルで、延長で123.5メートルという事業内容でございます。

もう一点は、この事業につきましては、今お話がありましたとおり、合併協議の事務事業調整の中で、この事業は朝日固有の事業というようなこともありまして、平成19年度まで継続をさせるという調整がされてございまして、それに基づいて、今考えているのは、平成20年3月31日までは実施をしたいということで考えてございます。

なお、このことにつきましては、今御質問ありました要綱の整備という中でも、この期限についてはうたってございまして、要綱につきましては旧朝日町時代にかなり不備があったというような御指摘もございまして、平成18年、今年の3月にこれら全文改正という形で整理をいたしまして、18年4月1日から施行しているところでございます。この中は、大きく改正をした部分は、今御指摘のありました交付対象事業の項目、これにつきまして特定をした形での要綱ということで制定をさせていただきます。

それからもう一点は、申請事務等々の事務手続が非常に不都合であったということから、その事務手続についても改正をして、本年の、18年4月1日から適用しているということでございます。

この要綱につきましては、細かく御説明は省かせていただきますけれども、土別市の例規集の中にも掲載してございまして、お答えはその中でごらんをいただければというふうを考えております。

以上です。

委員長（神田壽昭君） 菅原委員。

委員（菅原清一郎君） ちょっと確認したいのですけれども、今、今年の事業の中で、木屑等の飛散防止ということで、フェンスをやられているということでありますが、去年の朝日町の決算審査、秋にやられていますよね。そのときに問題になったのは、実はこのフェンスの関係なんですけれども、それ以降にこの事業がまたやられたということでしょうか。

委員長（神田壽昭君） 大内次長。

朝日総合支所次長（大内孝司君） 旧朝日町時代に事業を行った以外には事業を行ってございません。今、御説明申し上げましたのは、旧朝日町で実施をした事業の内容でございます。

委員長（神田壽昭君） 他に御質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（神田壽昭君） 御質疑がないようですので、次に移ります。

第8款土木費について御質疑ございませんか。

菅原委員。

委員（菅原清一郎君） 8款の市営住宅の関係でお伺いするわけですが、朝日地区ではマスタープランによって、合併以前にマスタープランによって住宅の整備がされておって、今年度からはそのストック改善事業ということで事業がやられているのですが、本市の方の建設計画、市営住宅の建設計画ですね、それからまた合併後のストック改善の、朝日地区の、住宅の関係の、今後の予定をお聞かせいただきたいと思います。

委員長（神田壽昭君） 土岐建築課長。

建築課長（土岐浩二君） お答えいたします。

本市の計画につきましては、平成7年度に公営住宅再生マスタープランというものを作成いたしております。本年度、18年度までの事業計画ということで、それに基づいて建設を実施しているところでございまして、ただいま北部団地の事業が若干遅れておりますけれども、進んでいるというふうな状況でございます。

それから、朝日地区のストック改善につきましては、個別改善、本年度からもみじ団地1棟4戸の高齢化対応、あるいは居住性の向上というようなことで、内部の改修を主に実施しております。次年度同じく1棟4戸、それから20年度2棟8戸ということで、旧朝日町のマスタープラン、あるいはストック総合計画に基づいて進めていこうということで、今進めている段階でございます。

以上です。

委員長（神田壽昭君） 菅原委員。

委員（菅原清一郎君） 朝日町の分については、20年度でもみじ団地のストック改善事業が終わるということでありますけれども、北部団地の建設計画ですね、今年度もやられて、来年度も新聞紙上では1棟実施予定とあるわけですが、それで終わりということですか。あとその次の計画予定あれば、お願いします。

委員長（神田壽昭君） 土岐課長。

建築課長（土岐浩二君） 北部団地の関係でございますが、19年度は、ただいま建設中のD棟4階建て1棟40戸の2カ年目に入ります。これを6月末までの完成予定で進めておりまして、それ以降、公営住宅で同じく1棟4階建て40戸、それと特公賃住宅2階建て1棟12戸が計画の中に見込まれておりまして、E棟につきましては、これも2カ年で建設の予定と。特公賃につきましては、単年度でということでは計画してございます。

以上です。

委員長（神田壽昭君） 菅原委員。

委員（菅原清一郎君） それでは、本市で行われている公営住宅マスタープランについては、この年度で終わるといってとらまえていいのかと、それから特高賃の住宅は、今お伺いしましたが、2階建て1棟12戸ですか、ああそうですか、わかりました。

委員長（神田壽昭君） 他に御質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（神田壽昭君） 御質疑がないようですので、次に移ります。

第9款消防費について御質疑ございませんか。

北口委員。

委員（北口雄幸君） 消防費の中の救急業務についてちょっと、1点お伺いいたします。

昨年の第2回定例会の中でも、ちょっと議論になっておりますけれども、心臓等がけいれんによって心房細動を起こしたものに对应する自動体外除細動器、AEDの設置の件についてであります。

昨年も議論になっておりますけれども、今、土別における救急車の配置につきましては、土別地区の救急車が2台、それから朝日地区が1台ございます。土別地区については、平成12年に導入しました救急車に1台、AEDが設置されておりますが、平成10年に購入した救急車については未整備、それから朝日地区に配置されている救急車についても未整備というふうになっておりますが、この現状は変わらないのかどうなのかと、今後整備する計画があるのかどうかお聞かせいただきたいと思っております。

委員長（神田壽昭君） 吉田総務部長。

総務部長（吉田博行君） お答えいたします。

まず、土別市における救急車につきましては3台、そのうち土別地区2台、朝日地区1台で、その土別地区の1台について、今お話のありましたAEDが整備されている。ということは、消防事務組合の方から聞いております。

その後、19年度以降の整備予定状況でありますけれども、消防事務組合の方からは、19年度の予算要求ということで、AED、各未設置の救急車2台についても予算要求をしたいと、こういった話を聞いております。市といたしましては、救急車の設置目的等々を十分勘案する中で、今後対応を図ってまいりたいと、このように考えております。

委員長（神田壽昭君） 北口委員。

委員（北口雄幸君） 消防事務組合の予算要求でありますから、それに伴って市の方で予算をつけるという形になると思いますが、ぜひその辺については配慮の方をお願いをしたいなというように思っております。

あわせて、いわゆる市内における各種施設に関するAEDの設置状況でありますけれども、私はいろいろお聞きしたところによりますと、既に市内のいろいろな事業所とかで設置されているところがあります。学校でいけば土別高校、それから土別商業高校、それから民間の事業所でいけば道北自動車学校、トヨタ試験場、ボヌール土別などについて、民間で既に設置されている。市の関連でいけば市立病院、それから北町の総合福祉センター、それから上土別診療所などが設置されているということでありまして、消防等に確認しますと、既にこれらの操作、AEDの操作を受けている方については、講習を受けている方については延べ457名、既に講習を受けられているというふうにお伺いしていますが、実態としては、予算等の関係もあると思うのですが、なかなか整備が進んでいないというのが、配置が進んでいないというのが実態だというように思っています。去年の議会の中でも、助役答弁の中で、新年度において、高齢者や高世代の市民が健康づくりや交流で利用される総合福祉センターで1台導入を予定しているということで、先ほどお話したとおり導入されました、今年。そして、今後多くの方が集まる施設で、消防署から比較的遠隔地にある公共施設を優先して、計画的に整備を進めると答弁されております。

土別市は合宿の里というようなキャッチフレーズの中で、多くの合宿者、あるいはスポーツマンを受け入れられております。当然土別もそうでありまして、朝日地区においてもジャンプ人などを中心にしながら、合宿者を受け入れているという状況があります。

そして、更に教育関係の中でいけば、例えば小学校やあるいは中学生でも、まだ体が十分にできていないということで、振動が与えられて心臓けいれんが起るなんていうこともあるというふうに聞いておりますので、やっぱりこういうような教育施設などについても、きちんと配置をすべきだろうというふうに考えているところでありますけれども、具体的どのように配置計画をされているのか、お伺いしたいというふうに思います。

委員長（神田壽昭君） 吉田部長。

総務部長（吉田博行君） お答えいたします。

まず初めに、設置の基本的考え方でありまして、さきに17年第2回定例会でも助役がお答えしているように、比較的消防署から遠くて、広く市民の方々が使われている公共施設、こういったこともありますし、やはりAEDを使う場合には、やはりスポーツをしているときに、急に心停止がなされると、そうしたところへの対応と、こういったことも極めて重要だと、こういったことも言われております。そうしたことからしますと、やはり市民の方々が広くスポーツに親しむ場所、こういった施設においても、必要度、緊急度を踏まえながら対応を図ってまいりたいと考えております。

更に、具体的なものといたしましては、現在予算要求書を取りまとめる段階にありますので、

具体的にはまだ予算要求は来ておりませんが、例えば総合体育館とか、学校関係にも必要だと、こういった話は教育委員会の方から話は聞いております。

委員長（神田壽昭君） 北口委員。

委員（北口雄幸君） これから予算要求の段階ですから、去年本当は議論されていて、計画的にという答弁をされていますから、本当はもうちょっと具体的になるかなというように期待をしていたのでありますけれども、やはり今後、やっぱり予算要求の段階で、特に中学生ですとか、あるいは東高校だとか、それらについてやっぱり優先的に、私は配置してほしいし、あわせて先ほどお話したとおりスポーツ、受け入れる施設等について、積極的に配置をしていただきたいというふうに思っています。19年度予算、これらについてはやっぱり、お聞きしますと、そういう施設に配置するものについては、30万から40万というふうに聞いています。確かにこの金額が高か安いという議論はあると思いますけれども、今回の予算書などを見ましても、それらの施設の中で、仮に予算要求を予定していたとしても、仮に今年度の予算の中で不用額が出たとしたならば、これらについてはやっぱり早く設置し、万が一の事故に備えるということが大事だというふうに思いますので、不用額が出た段階で財政側とも協議をしながら、財政部局とも協議をし、早急に設置をしていただきたいというふうに申し上げておきたいというふうに思います。

以上です。

委員長（神田壽昭君） 菅原委員。

委員（菅原清一郎君） 10款で3点ほどお伺いします。

委員長（神田壽昭君） ただいま9款消防費についてであります。

（「失礼しました」の声あり）

委員長（神田壽昭君） 他に御質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（神田壽昭君） 御質疑がないようですので、次に移ります。

第10款教育費について御質疑ございませんか。

菅原委員。

委員（菅原清一郎君） 失礼しました。10款、3点ほどお伺いしたいのですが、一般奨学生に、貸付制度が本市では以前からやられているようですが、現行では大学生が20名で432万円ということ、あるいはまた専門学校等々では4名で86万4,000円、高校生で11人の120万と、こうなっているわけですが、高校生に対する、この機会に貸付額の増額はできないかと。あわせて高校生関連の、返済期限の見直し等々は考えられないか、お聞かせください。

委員長（神田壽昭君） 小山内学校教育課主幹。

学校教育課主幹（小山内弘司君） お答えいたします。

奨学金につきましては、高校生は月額1万円、大学生、それから高校を卒業してから入学する専門課程の生徒さんにつきましては、月額1万8,000円の貸し付けといたしております。

平成16年度、高校生の定数が10名のところに24名の申請がありましたことから、17年度高校生の定数を2名増の12名とし、合わせて専修学校生も1名増の4名といたしたところであります。

また、18年度につきましても、朝日町との合併を勘案し、高校生、大学生、専修学校生のすべてにつきまして、各2名の計6名の枠を増やしたところでございます。

17年度高校生12名の定数に対しまして、申請者が当初10名でありましたことから、再募集をいたしました。1名の応募がありましたので、計11名の貸付数となったところであります。

また、18年度は高校生の定数14名に対しまして、15名の申請がございました。大学生が定数に満たなかったことから、大学生の枠を利用いたしまして、申請されました高校生に対し、貸し付け決定をいたしましたので、15名全員を貸し付けといたしたところでございます。

このように17年度、18年度の2カ年で、高校生の定数を4名増やしましたこととございますから、これに対する申請者数を見まして、今後もう少し申請者数の動向を見てまいりたいと思っております。

あわせて、返済期限の見直してございますけれども、現在高校生は最終学校卒業の月の1年後から月賦、半年賦、または年賦で、最大5年以内に返還をしていただくようになってございます。大学生及び専修学校生につきましては、7年以内の返還となっておりますので、これら返済期限等もあわせて、他市の状況等を調査研究してまいりたいと思っております。

以上でございます。

委員長（神田壽昭君） 菅原委員。

委員（菅原清一郎君） 私、定数の増は聞いていませんので、貸付額の増額は高校生を対象にできないかと聞いたつもりではありますが、その点もう一度お聞かせください。

それと、定数に関しては、申請者によって、その年限によって、随分出入りがあるようですが、できる限り満度に、そういう形でやられているということとありますからよろしいのですが、その辺の柔軟な対応できないか、この機会にお聞かせください。

委員長（神田壽昭君） 小山内主幹。

学校教育課主幹（小山内弘司君） 高校生の増の枠ということに関しても、先ほど御説明いたしましたけれども、この増について、また返済期限も大学生及び高校生等と返還期限の部分についての年数の違いもございますので、この部分もあわせて、他市の状況等を調査研究してまいります。

委員長（神田壽昭君） 佐々木教育部長。

教育部長（佐々木文和君） 奨学金の金額の関係でございますけれども、私どもの方としては、金額を今までずっと、1万円という形の中で奨学金の金額を貸し付けてきているわけでございますが、その部分について、何とかこの金額を上げていただけないかというお話でございますけれども、それを含めて、今後検討させていただきたいと思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

委員長（神田壽昭君） 菅原委員。

委員（菅原清一郎君） それは、その件についてはそういう形で御検討ください。

次に、指定文化財保護整備事業の中にあります屯田兵屋の修繕費の関係でございます。報道機関の発表によると、新年度において全面改修をされるようではありますが、解体、再建築をするとありますが、この機会に、現行のこの施設の建築概要等から今までの経緯と保存にかかわる改修・復元工事にかかる費用の合計を、いかほどになるかお聞かせください。

委員長（神田壽昭君） 那須生涯学習課主幹。

生涯学習課主幹（那須政士君） 屯田兵屋につきましては、入植が明治32年でございますので、建設されたのは明治31年というふうに考えております。

経過でございますが、昭和44年に所有者であります上出隆氏から寄贈の申し出がございまして、屯田二世つくも会、それから土別市郷土研究会の協力によりまして、開拓当時の部材の一部を利用いたしまして、土別神社境内に復元をいたしたところでございます。

その後、昭和53年に土別市指定文化財第1号に指定をされまして、53年には現在の公会堂展示館敷地内に移設をしたところでございます。更に、その年の10月に郷土研究会から土別市に建物が寄贈されております。

その後、平成元年におきまして、公会堂展示館の建設に伴いまして、現在の位置に移設をしたところでございます。

それから、改修・復元工事につきましては、屯田兵屋老朽化に伴う対応策ということで、11月18日付で新聞により報道されているところでございますが、数年前より文化財審議会におきまして、どのような対応が適切なのか協議されていたとともに、議会におきましても、再三老朽化に対する質問が出ていたところでございます。11月に開催されました第2回の土別市文化財審議委員会におきまして、教育委員会から文化財審議会委員の方に保存方法につきまして正式に諮問をいたしまして、その答申を受けました。その中で改修・復元工事が適当であるという旨の答申をいただきましたので、これに基づきまして約600万円程度の予算要求をしていきたいというふうに考えているところでございます。

委員長（神田壽昭君） 菅原委員。

委員（菅原清一郎君） 土別市指定文化財の第1号ということであるこの施設でありますから、これからも復元・改修するというところでありますが、この機会に土別市内にいかほどの指定文化財があるか、もしわかればこの機会に、あるいは後ほどであれば資料をいただければありがたいと思っております。

委員長（神田壽昭君） 那須主幹。

生涯学習課主幹（那須政士君） 指定文化財になりますと4つございまして、ただいまお答えいたしました屯田兵屋、上土別にございます上土別遺跡、それから道の所有になりますが祖神の松、それから朝日、合併に伴いまして朝日町で指定をいたしておりました瑞穂獅子舞、この4点が市の指定文化財ということになってございます。

委員長（神田壽昭君） 菅原委員。

委員（菅原清一郎君） ありがとうございます。

次に、もう一点ですが、公民館の改修事業ということであるのですが、朝日地区の公民館のトイレ改修を行っているのですが、市内の公民館等の下水処理設備のしていない施設は、現在どれくらい残っているのかお聞かせいただきたいのと、もしあれば、今後の整備の予定等、大ざっぱな予算をお聞かせいただきたいと思います。

あわせて、朝日地区にあと公区ですね、現在行政区で管理している会館が何箇所かあるのですが、この会館について、まだ下水処理整備をしていないのでありますけれども、今後その自治会に新年度から移行することによって、この整備に関する、下水処理の、トイレの整備をしていただくことが必要になってくると思いますが、この関係の考え方をお聞かせください。

それと、この機会に自治会の基本的な会館に関する資本的整備、資本的支出にかかる設備計画、設備に関しては、行政がやられていくのか、あわせて御答弁いただきたいと思います。

委員長（神田壽昭君） 西條文化振興課長。

文化振興課長（西條和則君） 私の方からは市内の、公民館等の下水処理未整備の施設につきまして、特に朝日地区の未整備の施設につきまして御説明を申し上げます。

朝日地区におきましては、現在公民館分館として利用しております登和里コミュニティセンター、それから社会教育施設として瑞穂獅子舞の連携所であります瑞穂獅子舞伝習館、この2施設がまだ未整備ということになってございます。この両施設につきましては、今後年次計画によりまして整備をいたしてまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

委員長（神田壽昭君） 安川市民部長。

市民部長（安川登志男君） 各地区の会館について御答弁を申し上げます。

土別市の、旧土別市分につきましては、自治会館のコミュニティセンターの整備事業ということで、改修等、補助を行って、今後も進めていくこととなります。ただ、朝日地区にあります、旧来一部分館的な要素も持ちながら、地区の会館として整備された部分につきましては、設置された経過も違いますので、それらの対応についてはただ単に、全市一律に、コミュニティセンター整備事業として改修整備を行っていくかどうかについては、今後検討してまいりたいというふうに考えております。できるだけ地域の方の負担にならないような形で方策を講じてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

委員長（神田壽昭君） 菅原委員。

委員（菅原清一郎君） 朝日町時代に整備をしておけばよかったかと、今若干反省しているのですが、それぞれ使用頻度が非常に少ないということで、朝日町時代も我慢してきた経緯があるのですが、こういう環境整備で、インフラの整備ですから、いずれかの時代にはしなければい

けないのだろうということがありますが、今、市民部長から建設的な御意見をちょうだいしましたので、その方向でもって、ひとつ将来、このコミュニティセンターの施設整備というか、トイレの関係なんです、そういう形で行政からの支援の中でやっていかれるのかももう一度お聞かせ、その辺きちと教えてくださいませんか。

委員長（神田壽昭君） 城守朝日総合支所長。

朝日総合支所長（城守正廣君） お答えをいたします。

朝日町地区の部分に限っていいますと、中身的には行政区で、地区の公区が持っている会館と、市街の中に団地の会館として、今2カ所ありますけれども、これが行政区で管理しているというような管理方法と2カ所ございます。それでそれぞれの地区にあります会館につきましては、これは行政財産ではございませんで、地区の所有物になっておりますので、今盛んに自治会移行の関係で、地区において話し合いを持ってあります。自治会館的な形の中で使うような形になれば、先ほど市民部長の方から申しあげました市のコミュニティの関係での、一部助成をいただきながら改良、水洗化が可能かと思いますが、これも地区の皆さんにとりましても、会館が非常に古いというような状況もございますので、実施に当たってそういったもろもろも、地域の皆さんと検討しながら進めていかなければならない部分があると思います。

また、市街地区の団地内にある2カ所につきましては、これは行政財産でございますので、これを水洗化するに当たりましては、行政が計画をしなければならぬというような形がございます。ただ、この会館も地域の行政区が電気代等々維持費、出資というか、自分らの会費の中で賄っておりますので、この地域の方々の今後の利用度、状況なんかも聞きながら、計画的な中で整備を進めてまいりたいというふうに考えております。

委員長（神田壽昭君） 菅原委員。

委員（菅原清一郎君） 朝日地区に自治会館的な建物が2カ所あるということで、市街地の中にある建物ですので、これからの自治組織になったときに、いろいろな問題点があるなど今思ったのですが、先ほど市民部長おっしゃったコミュニティセンターの補助内容というか、今やられている補助内容、どんな事業にどれほどの補助があるのか、自治会に対する補助だと思っておりますが、それをお聞かせください。今現在土別でやられている補助対象事業に対する。

委員長（神田壽昭君） 有馬市民部次長。

市民部次長（有馬芳孝君） 現在行っております自治会の会館等に対する助成でございますけれども、水洗化に関するもの、それから増改築に関するものがございまして、水洗化に関しまして50万、それから150万の範囲内について助成をする。あるいは面積要件によりまして助成限度、例えば170平方メートルを基準とするとか、自治会の世帯数あるいは面積数によって条件がございますけれども、土別市のコミュニティセンター整備事業の条例に基づきまして、それぞれ助成をしているところでございます。基準額として面積等がございまして、1平方メートル当たり11万9,500円とか、こういった基準をもとにして、コミュニティセンターの整備に関して助成を行っているところでございます。

委員長（神田壽昭君） 菅原委員。

委員（菅原清一郎君） わかりづらいのだけれども、今水洗化にかかる、あるいはまた増改築ということで、50万から150万とおっしゃいましたけれども、私聞いているのは水洗化だけ聞いているのだけれども。例えばそれが朝日の、今ある、私の質問している団地内にある、管理されている2つの施設の面積はともかくとして、水洗化はそれぞれトイレは、例えばトイレがあそこに何個もある施設と、個数でそういう単位が違ってくるのか、あるいは単に建設の、建物の面積でそういう評価されているのか、ちょっとわかりづらいのですけれども、お聞かせくださいませんか。

委員長（神田壽昭君） 有馬市民部次長。

市民部次長（有馬芳孝君） 失礼いたしました。水洗化の関係でございますけれども、くみ取りのトイレを水洗化にする場合につきましては、まず工事費総額という形になっておりますが、150万円を限度といたしまして、補助をしているところでございますが、これは自治会の会館に対する補助基準ということでございまして、これについて助成をいたしますので、朝日地区の、もともと市の、今お尋ねの部分につきましては、旧朝日町の方の所有というような形になりますので、そちらの方の答弁を、朝日地区担当助役の方からお話をさせていただきたいと存じます。

委員長（神田壽昭君） 瀧上助役。

助役（瀧上敬司君） ちょっとこんがらかっているかと思うのですけれども、今、菅原委員から御質問があったのは、一二三団地と、それから三望台団地の集会所の関係だと思っておりますけれども、それともう一つ分けて考えますけれども、まず1点目のその関係ですが、この施設につきましては行政の施設でございます。市の施設でございます。ですから、ただ、この建設に当たって、団地入居者等々との協議の中で、維持管理については地域住民が行うということになってございます。水洗化がその2点されておられませんので、その関係につきましては地域、団地の方々、それから行政区の方々との協議をしまして、経費がかかるものですから、維持費が、そういう維持費を負担していただくということになれば、行政の方である程度責任を持ってやらなければいけないということで、そういう今要望は来てございません。ですから、そういう時代の流れですから、変わりによってそういう要望があったときは、水洗化に向けて行政として責任を持っていかなければいけないというふうになってございます。

それからもう一点、もう二点ありますけれども、もう一点は、地域の自治会館的な要素で、今使われているところが南朝日に2件、それから茂志利に1件、それから登和里、それから瑞穂地区と。水洗化になっていない地域が登和里のコミュニティセンターと瑞穂地区の獅子舞伝習館が水洗化にされてございません。先ほど西條課長の方から御説明申し上げましたとおり、この関係については行政がやらなければいけないということで、年次的に、18年、19年、20年になりますか、そういう財政的なものを考慮しながら2件については選択をし、改修していかなければいけないというふうに思っております。

それからもう一点は、地区が持っている会館がございます。会館といいますか、今実際に使用されているのは登和里地区の16区の会館と18区の会館、あとの会館はもう相当、先ほど申し上げましたとおり、古くて、水洗化は考えていないということでございます。16と18区の会館につきましても、水洗化は地域の人は考えていないということでございます。この施設につきましては、市の行政財産でございませんので、地域の方々が改修するという要望にこたえるための施設でございますから、それは先ほど本庁の有馬次長の方からも御答弁申し上げましたとおり、やるとすればその規定に基づいてやれるのではないかというふうに考えてございます。

以上でございます。

委員長（神田壽昭君） 菅原委員。

委員（菅原清一郎君） 明快な答弁でありありがとうございました。わかりやすくなりましたが、それでは確認だけしておきますけれども、団地内にある市の所有物についての資本的支出部分については、維持管理を地域住民がするというのであれば、全面的に市が工事を行うということ、それから地域にある施設についてはその地域からの、これも市の建物が瑞穂伝習館から登和里のコミュニティセンターとかあるが、これもやはり同じように維持管理については住民がやるわけですか、維持管理費については、登和里のコミュニティセンターと瑞穂の獅子舞伝習館。

委員長（神田壽昭君） 瀧上助役。

助役（瀧上敬司君） 登和里と瑞穂地区については、一応自治会館的な、自治会館というか、地域の集会所といいますか、そういうことでできておりますので、この関係については、現段階でも全部維持費は市で管理してございますので、水洗化に伴って地域住民ということには、今現時点では考えてございません。ただ、今後のことについては、住民説明会では将来にわたっては使用料ですとかそういうようなことで、御負担を願うということの御説明は数年前からさせていただいております。

委員長（神田壽昭君） 他に御質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（神田壽昭君） 御質疑がないようですので、次に移ります。

第11款公債費について御質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（神田壽昭君） 御質疑がないようですので、次に移ります。

第12款職員費について御質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（神田壽昭君） 御質疑がないようですので、次に移ります。

第13款諸支出金について御質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（神田壽昭君） 御質疑がないようですので、次に移ります。

第14款予備費について御質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長(神田壽昭君) 御質疑がないようですので、以上で歳出審査を終わります。

それでは、歳入歳出全般について御質疑ございませんか。

菅原委員。

委員(菅原清一郎君) ちょっと1カ所忘れていましたので、戻ることが不可能だったようですので、この機会をお願いします。

東山墓地の移転事業ということであるのですが、私どもこの事業について、中身ちょっと承知していなかったものですから、その内容等々についてお聞かせいただきたいのと、今後、今順次移転されているようでありますが、現在の状況と、今後あの地域、どうしてこれからいくのか、このことをお聞かせください。

委員長(神田壽昭君) 大崎環境生活課主幹。

環境生活課主幹(大崎良夫君) ただいまの御質問の、東山墓地移転事業の内容なんでありますけれども、昭和51年に土別霊園が供用開始に伴いまして、東山墓地を使用する方が、土別霊園の方に移転をするという目的でやった事業であります。当時東山墓地から土別霊園に移られた方、平成17年の分なんですけれども3基、それから東山墓地から他市及び市内の納骨堂、これが2基、それから塔婆、霊園の移転が1基、それと返還が4基の内容であります。

平成11年度当初の使用者数なんですけれども、271名の方が東山墓地に持っておりました。その内訳は墓碑が95基、塔婆が176基であります。それで平成17年度の返還数の累計でありますけれども、平成11年から17年まで、墓碑で45基、塔婆で27基、合計72基が返還をされております。それで、今現在199名の使用者が東山墓地に使用されているという内容であります。

委員長(神田壽昭君) 大崎主幹。

環境生活課主幹(大崎良夫君) 大変失礼しました。当時東山墓地には約500基程度の使用者がある墓碑、塔婆があったという状況であります。

委員長(神田壽昭君) 安川市民部長。

市民部長(安川登志男君) お答えをいたします。

ただいまお話ししましたように、東山墓地移転事業前は500基の墓域がございました。それを平成17年度までの実績で申し上げますと、移転事業、11年度から具体的な移転事業を組みまして、移転をしまいいりまして、現在総体で199基が残っているという状況でございます。更に11年から移転計画を進めまして、墓地所有者に対して交渉に当たってきているわけなんですけれども、具体的に土別市を離れておられる方については、なかなかその移転に応じるといっても新たな仏さんも出ないというような状況の中で、具体的に更に碑石のあるものにつきましては、移転に伴いまして費用も若干かかるということでございまして、なかなか移転が進んでいないという状況でございます。

その墓地移転後の跡地の利用計画については、現在のところは白紙の状況でございます。た

だそこにはいろいろなものも、植生が、いろいろ植物や何かも生えているというようなことで、その部分の環境をなるべくいい状況にしながら、更に移転に向けて墓主さんに対しての交渉に当たっていきたいというところでございます、具体的な利用計画は現在のところ持ってありません。

以上でございます。

委員長（神田壽昭君） 菅原委員。

委員（菅原清一郎君） 非常に難しい問題であるかなというふうに感ずるわけですが、移転補償しながらもなかなか移転が進まないということで、20年までの10カ年計画でこの事業をしているようですが、利用目的がないにしても、いつまでもあのようにして置けないということから、例えば強制執行みたいなことが許されるのかなという、今非常に難しい部分ではありますが、いつかの時点で、非常に難しい問題でしょうけれども、そんなことをやるのにどうしたらいいのかなと、今知恵を絞らなければいけないのですが、利用計画がないということからいけば、いつまでほっておいてもいいのかもしれませんが、やはり環境上の問題もあるので、その辺の考え方ですね、いつまでの時点でどうするのかという考え方、もしあればお聞かせください。

委員長（神田壽昭君） 安川部長。

市民部長（安川登志男君） 利用計画について、今、菅原委員さんがおっしゃいましたように、強制執行ということも1つの方法ではあるかと思いますが、具体的に、全国にさまざまな墓所で、強制執行というのが行われているのは、具体的には高速道路の建設計画ですとか、そういったものに墓域がかかるということで、強制執行がなされたということではございますけれども、特に具体的な跡地の利用計画がないような状況で、そういうようなことになってまいりません。それらの利用計画については、市が単独でということにもなりませんので、地先の住民の方とも十分協議を進めながら、今後その跡地の利用計画については検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

委員長（神田壽昭君） 菅原委員。

委員（菅原清一郎君） なかなか進まないということは理解できるのですが、やはりあの場所が、環境整備がもう道路環境からして整ったと、それからまた住宅の増築も随分進んで、あの辺が宅地になってきているという環境から考えると、市がいつかの時点で判断して、あそここの整備をしなければいけないだろうと、もう利用計画云々じゃなくて、あの環境上からああいう形で、いつまでも置いとけないだろうということからして、やはりあそこに掲示板を掲げているわけですが、もう少し効果のあるような、何らかの手段を講じて、いつかの時点ではやはり、強制執行というまでいかなくても、整備はしなきゃいけないだろうと思いますので、何とかその方向に考えていただけるようお願いして、私の方からの質問は終わります。

委員長（神田壽昭君） 他に御質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長(神田壽昭君) お諮りいたします。認定第3号 平成17年度士別市一般会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長(神田壽昭君) 御異議なしと認めます。

よって、認定第3号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第4号 平成17年度士別市診療施設特別会計歳入歳出決算認定について御審議願います。

歳入歳出一括して御質疑ございませんか。

小池委員。

委員(小池浩美君) きょう、11月30日をもって多寄診療所は閉鎖すると聞いております。それで、まだ今の先生がこちらにいらして3年ぐらいいかたっていないのではないかと思います。このような事態になったいきさつをお聞きしたいことと、市としてはその間どのような努力をされたのか。そしてこれからですね、問題は。多寄の住民の方々は本当に不安に思っております。車のある人は士別まで来れるけれども、これから冬を迎えて、大変心配しております。士別の病院もなんか当てにならないような状態になってきたということで、非常に深刻になってきておりますが、これからの対応策等々、どのようにお考えになっているか、それらも含めてお答えいただきたいと思っております。

委員長(神田壽昭君) 佐藤保健福祉センター主幹。

保健福祉センター主幹(佐藤準一君) お答えします。

今、お話にありました多寄医院につきましては、11月末日をもって休診となります。

その経過について御説明いたします。多寄医院の松田院長は、窓口業務、それから医療保険事務等につきまして、平成17年3月より医療事務の派遣会社に業務を委託し、多寄医院を運営してまいりましたが、本年9月末に委託している会社より派遣職員が退職を希望し、後任の人材確保ができない、そういったことから、11月末日をもって契約解除の申し入れがありました。このようなことから、松田院長は事務員を確保するため、ハローワークを通じて職員を募集し、派遣会社とも引き続き交渉を続けるとともに、市といたしましても、他の派遣会社に派遣を依頼するなど、事務員確保に努めてまいりました。しかしながら、11月になりまして医療保険事務につきましては特殊な業務のため、事務員の確保が厳しい状況となり、松田院長は最悪の場合、11月をもって閉院せざるを得ない旨の告知文を院内に掲載して、通院される患者さんにお知らせしていたところであり、更に、11月21日には、今月末をもって閉院する内容の告知文が院内に掲示されており、現状では休診せざるを得ない状況にあります。

今後の市の対応につきましては、多寄医院が休診になりますと、地域の患者の皆さんへの影響が大きいため、医師の確保が急務となってまいります。これまで同様、北海道地域医療振興財団の協力を得て、早急な医師確保を図るとともに、長期休診とならないように対応してまい

りたいと、このように考えております。

以上です。

委員長（神田壽昭君） 相山助役。

助役（相山愼二君） 今、主幹の方からちょっと、経過御説明申し上げましたけれども、赴任されてからおおよそ3年程度で、今回いなくなるということで、多寄の地域の方にとりましては、大変御心配が多いということになるわけでありまして、現状からいたしまして、今そういう事務員の確保の問題もありましたけれども、現状患者数が極端に減少しているというようなことからいきますと、先生としても経営上の問題もあるというようなことも1つ大きな要因にもなっているようであります、その後、今そういう状況からいたしますと、この春には上士別については順調に、船津先生がこちらに開院してからすぐ吉田先生が見つかったという状況はございますけれども、地域医療財団の方に仮にいきますと、やっぱり現状の診療実績、収入ですね、収入がどれくらいあるかよって、やっぱり来る医者が、確保できるかできないかという、そういうような課題もございまして、現状の松田先生の場合、若干減少傾向にあったものですから、そういう状況からすると、なかなか新しいお医者さんというのは、確保するのにちょっと時間がかかるのかなと。そう言っているわけにもいきませんので、それぞれの対応につきましても、例えば地域の方々とも御相談させていただきまして、週に1遍なり2遍ですね、どこからちょっと派遣して、協力していただけないのか、当面の措置として、将来についてはどうするかということありますけれども、そんなこと等につきましても、これからも十分地域の自治会の皆さん方とも御相談して、対応を図ってまいりたいというように考えております。

ただ、今申しましたように、医療財団に申し込んでなかなかすぐというのはちょっとなかなか難しいのかなと、そういう背景があるということだけはちょっと御理解をいただければと思います。

委員長（神田壽昭君） 他に御質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（神田壽昭君） お諮りいたします。本案については、原案のとおり認定することに御異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（神田壽昭君） よって、認定第4号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第5号 平成17年度士別市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について御審議願います。

歳入歳出一括して御質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（神田壽昭君） お諮りいたします。本案については、原案のとおり認定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（神田壽昭君） 御異議なしと認めます。よって、認定第5号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第6号 平成17年度士別市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について、御審議願います。

歳入歳出一括して御質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（神田壽昭君） お諮りいたします。本案については、原案のとおり認定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（神田壽昭君） 御異議なしと認めます。

よって、認定第6号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第7号 平成17年度士別市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、御審議願います。

歳入歳出一括して御質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（神田壽昭君） お諮りいたします。本案については、原案のとおり認定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（神田壽昭君） 御異議なしと認めます。

よって、認定第7号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第8号 平成17年度士別市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について、御審議願います。

歳入歳出一括して御質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（神田壽昭君） お諮りいたします。本案については、原案のとおり認定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（神田壽昭君） 御異議なしと認めます。

よって、認定第8号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第9号 平成17年度士別市地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算認定について、御審議願います。

歳入歳出一括して御質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（神田壽昭君） お諮りいたします。本案については、原案のとおり認定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長(神田壽昭君) 御異議なしと認めます。

よって、認定第9号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第10号 平成17年度土別市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、御審議願います。

歳入歳出一括して御質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長(神田壽昭君) お諮りいたします。本案については、原案のとおり認定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長(神田壽昭君) 御異議なしと認めます。

よって、認定第10号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第11号 平成17年度土別市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、御審議願います。

歳入歳出一括して御質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長(神田壽昭君) お諮りいたします。本案については、原案のとおり認定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長(神田壽昭君) 御異議なしと認めます。

よって、認定第11号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第12号 平成17年度土別市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、御審議願います。

歳入歳出一括して御質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長(神田壽昭君) お諮りいたします。本案については、原案のとおり認定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長(神田壽昭君) 御異議なしと認めます。

よって、認定第12号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第13号 平成17年度土別市工業用水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、御審議願います。

歳入歳出一括して御質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長(神田壽昭君) お諮りいたします。本案については、原案のとおり認定することに御異

議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長(神田壽昭君) 御異議なしと認めます。

よって、認定第13号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

以上で、付託案件の審議を全部終了いたしました。

お諮りいたします。付託案件に対する委員会の報告につきましては、委員長に一任願いたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長(神田壽昭君) 御異議なしと認め、そのように決定いたしました。

委員長(神田壽昭君) お諮りいたします。以上をもって本委員会を終わることにいたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長(神田壽昭君) 御異議なしと認めます。

よって、本委員会はこれをもって終わります。

御苦労さまでした。

(午前11時44分閉議)

委員長(神田壽昭君)(登壇) 委員長退任に当たりまして、一言お礼のごあいさつを申し上げます。

28日~30日までの3日間にわたる17年度会計決算の認定につきましては、委員各位の真摯な検討をいただき、本委員会に付託されましたすべての案件について認定すべきものと決定いたしました。特別委員長として、本委員会構成全委員の皆さんに心から敬意と感謝を申し上げます。この決算審査を通じ、市政執行に対し、厳しい御指摘やこれからのまちづくりについての御意見や御提案などが多く出されました。理事者におかれましては、引き続き厳しい財政状況ではありますが、来年度予算編成や執行方針に活かされていくものと確信しております。

また、報道関係者の皆様には、連日にわたり本委員会の審議内容を迅速にお伝えいただきまして、心から厚くお礼を申し上げます。次第であります。

簡単措辞ではありますが、以上申し上げます委員長退任のごあいさつといたします。

どうもありがとうございました。(拍手)(降壇)